

臨床実習施設認定

【目的】

実習施設が一定水準以上の臨床実習教育を提供して理学療法士の質的向上を図ることを目的とする。なお、認定は自己申告による書類審査で行う。

【臨床実習施設認定Ⅰ】

評価から治療までの一貫した理学療法を学習するための実習を受けている施設を認定する。

認定条件

- ① 理学療法免許取得後5年以上の者が臨床実習指導の総括管理者として常勤配置されている。理学療法免許取得後3年以上の者が臨床実習指導者として常勤配置されている。
- ② 学生1名に対して臨床実習の学生教育を担当する者が1名以上常勤配置されている。
- ③ 施設基準を取得している。
- ④ 臨床実習の学生教育に関するマニュアル（手順書）を作成している。
- ⑤ 新規に申請する場合は、申請日からさかのぼって1年以内に日本理学療法士協会主催または、九州ブロック、県士会主催の臨床実習指導者研修会を1回以上受講し、施設内で伝達講習を行っている。新規の臨床実習施設認定の期限は3年間で、臨床実習指導者の研修会を3年に2回以上受講し、施設内で伝達講習を行っている。但し、研修会のうち日本理学療法士協会主催または、九州ブロック、県士会主催の臨床実習指導者研修会を1回以上受講することが必要となる。
- ⑥ 更新後の臨床実習施設認定の期限は5年間で、臨床実習指導者の研修会を5年に2回以上受講し、施設内で伝達講習を行っている。但し、研修会のうち日本理学療法士協会主催または、九州ブロック、県士会主催の臨床実習指導者研修会を1回以上受講することが必要となる。
- ⑦ 更新時、認定期限を過ぎていた場合は新規扱いとする。

2010年運用開始

2016.6月理事会後内容一部変更